

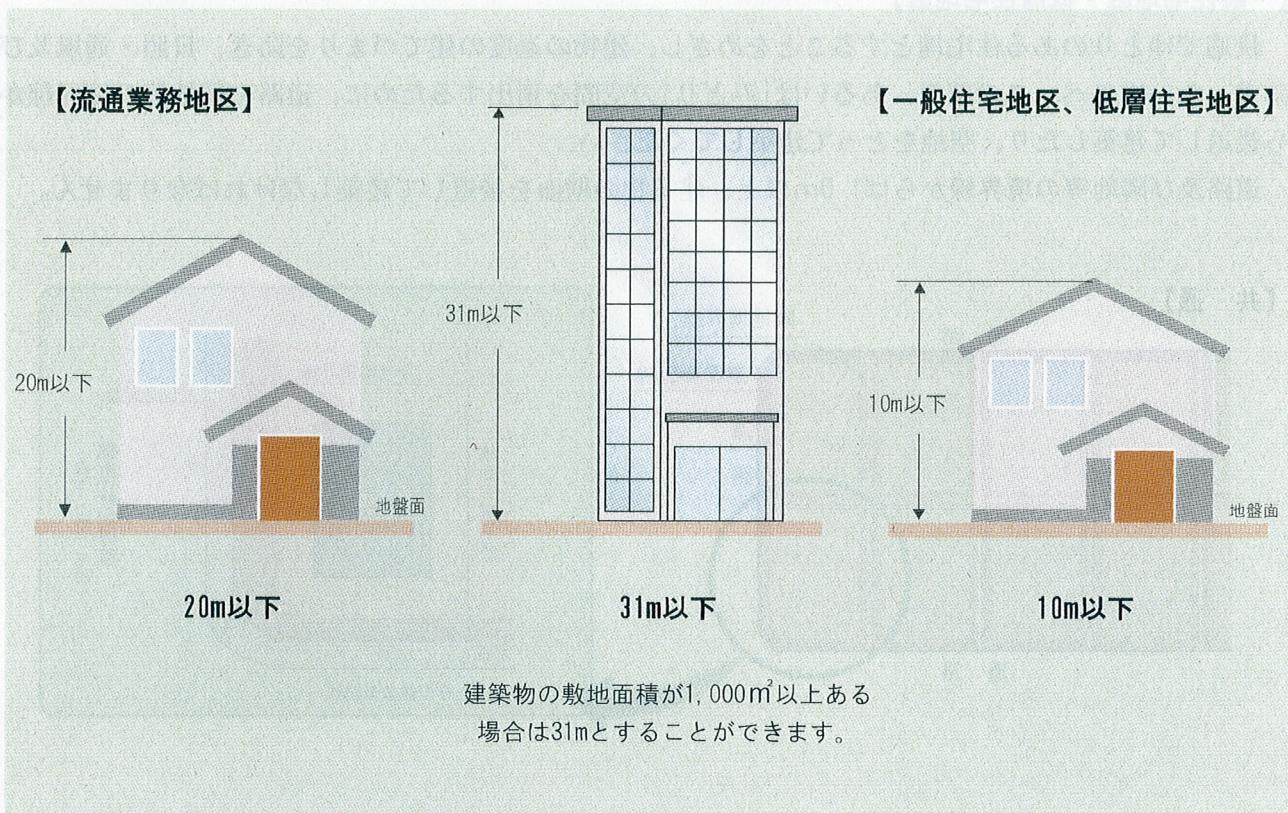
## 建築物の高さの最高限度

高すぎる建物は、落ち着いたまちなみの景観を乱すとともに、隣家の日照・通風に影響を与えたたり、圧迫感をもたらします。このため、建築物等の高さを地区の特性にあった高さにすることが必要です。地区の区分に応じて、建築物の高さの最高限度を次のように定めています。

◇流通業務地区 20m（ただし、敷地面積が1,000m<sup>2</sup>以上ある場合は31m）

◇一般住宅地区 10m

◇低層住宅地区 10m



## 建築物等の形態又は意匠の制限

快適でゆとりのある都市景観を形成するため、建築物の外壁・屋根の色彩や形態及び意匠について、次のように定められています。

### 【建築物等の形態】

- 周辺の眺望及び景観等と調和し、都市景観形成上支障のないものとしましょう。

### 【建築物等の意匠】

- 外観の色は、グレーや茶系などを基調とした落ち着いた色調としましょう。
- 建築物等の意匠は、上記のほか、周辺の眺望及び景観等と調和し、都市景観形成上支障がないものとしましょう。